

令和5年度 第3回新宮町上下水道事業経営審議会会議録

日	時	令和6年2月13日（火） 15時00分から17時00分まで
場	所	新宮町役場 2階 第2会議室
出	席 者	会長 松藤 賢二郎
		副会長 園 弘子
		委員 5名
欠	席 者	委員 1名
議 事 の 経 過		
会	長	【開会】 開会あいさつ
会	長	【本審議会の成立の報告】 委員8名のうち7名出席により過半数に達し、新宮町上下水道事業経営審議会 条例第6条により、本会が成立することの報告。
事	務 局	【事務局説明①】経営戦略改定の流れについて ○経営の現状分析 ・人口減少や財源確保への対応が重要であり、下水道使用料のあり方を検証する必要がある。 ・人口の推移の説明。2040年をピークに減少すると予測している。 →人口減少は、使用料の減少、国や一般財源の縮小による補助金、繰入金の減少につながる。 ○将来の事業環境の把握 ・人口減少や企業進出などの社会情勢を踏まえた投資計画 →スケールダウン、スペックダウンや投資のタイミングを計る必要がある。 ・事業の持続可能性検討（投資、財政計画の試算） →独立採算の原則が適用される。（受益者負担） 収入の内訳:下水道使用料、国庫補助金、雨水対策整備事業に係る経費に対する一般会計からの繰入金 ○将来にわたって適切な収支計画の作成 ・地方公営企業法に基づき複式簿記を適用している。 →4条収支については、設備投資に関する事項になり、4条支出に対して収入が足りない場合は、国からの補助金や企業債を活用して事業を運営している。 3条収支については、使用料収入や日常的な運転費用に関する事項になり、主なもの人件費や施設の電気代などがある。 ・減価償却の例 →減価償却は、固定資産の取得価額を耐用年数に応じて費用として配分するもの

だが、現金支出はない為、将来の更新に備えて資金を積み立てることになる。しかしながら、減価償却終了後に更新する時に物価が高騰していると積み立てた資金のみでは不足してしまうことも想定される。

中央浄化センターでは、固定資産を取得した平成21年と現時点を比較すると物価が上昇しているため、再取得時の資金不足に備えた資金確保（積立）が重要となる。

○ウォーターPPPについて

- ・国が提唱する制度であり、交付金申請の必須条件となっている。
- 新宮町単体では資金確保が難しいため、民間企業が持つノウハウを活用し、水道施設や下水道施設の効率的な運転管理や維持補修などで経費削減することで長期的な事業の実施を想定している。
- 方式については、施設管理だけではなく、管路の設計や新設及び更新なども含めた一体型のマネジメント方式や国の最終目標である使用料収入などを含めたコンセッション方式（公共施設等運営事業）がある。
- コンセッション方式では、個人情報や公金の取り扱いについて調整が必要
- 一体型マネジメント方式については、現在の短期、仕様発注形式で発注している施設維持管理業務や修繕工事を長期（原則10年）や性能発注形式で契約し、受注者のノウハウを活かして効果的な薬剤の購入ができることで、薬剤使用量の減や投入回数の減を見込むことができる。
- また、受託者としても社員の安定雇用などが想定される。（令和10年からの実施を目指している。）

【事務局説明②】経営戦略改定（案）について

○経営戦略の改定内容について①

- ・策定日：令和6年10月
- ・計画期間：令和7年度～16年度 10年間
- ・民間活用の状況：PPP、PFI手法を取り入れた「民間活力イノベーション推進下水道事業」で実施する中央浄化センター増設事業（R7～R10）を追加
- 設計及び施工を一括発注することで民間企業のノウハウや創意工夫を生かして効率的な事業実施を目的としている。

- ・経営比較分析表を活用した現状分析：令和4年決算時経営比較分析表参照
- 経常収支比率：使用料収入や一般会計繰入金などによって維持管理費や企業債の利息返済について賄うことができている。
- ・処理区域内人口の予測：中央浄化センター増設工事完了後の令和11年度において杜の宮の1・2丁目が流入区域となるため、区域内人口の大幅増加を見込んでいるが、以降においては、大きな増加は見込まれない。

		・有収水量の予測：処理区域内の人口と同様に令和11年度に大幅増加を見込んでいる。 ・使用料収入の見通し：処理区域内の人口と同様に令和11年度に大幅増加を見込んでいるが、それ以降は微増する。 → 今後は、浄化センター増設事業などの減価償却費や企業債償還金が増大していくことから、安定した経営を継続していくため様々な検討が必要であると思われる。 ・経営の基本方針：主要施策の一部を改訂 → 経営に関する項目において、効率的な民間委託（ウォーターPPPなど）によるコスト縮減に関する内容に改めている。 → 財源確保に関する項目において、国庫補助金を積極的に活用することや使用料の在り方について検討すると改定している。
委 員		【質疑応答】 ウォーターPPPは、委託の方法を変えるということでもいいのか。 これまでの短期契約（1～2年程度）だったものを長期契約（10年程度）に変えることになるのか。
事 務 局	局長	これまでは、維持管理業務や設備の修繕工事、薬品の購入などそれぞれの項目において、複数の企業へ発注していたものをすべての項目（処理場運営に必要な契約）をまとめて1社（JV方式を想定）に発注するもの。受注者は、町が定める処理場の管理基準運転管理の性能を満たすように使用する薬品や修繕、更新に関する手法、順序を工夫することで効率的な施設運営を目指すもの。
会 長		使用料収入の見通しを見ると令和11年から増加が見込まれているが、令和11年以降の経常収支比率は好転する見込みなのか。それとも、ほぼ横ばい又は低下傾向と見込んでいるのか。
事 務 局		令和5年10月時点での試算では、使用料収入は令和11年度に区画整理事業に伴い増加すると見込んでいるが、その後は横ばいとなる見込みである。一方、令和11年度移行に減価償却費や起債利息償還が増加する見込みであるため、経常収支比率は、令和11・12年度は低下すると想定している。 その後令和15年度までは、経常収支比率は改善すると見込んでいる。
事 務 局		○収支計画の説明について ・収益的収支計画は、使用料収入や人件費、施設の運転管理に伴う費用などについての計画。（最終的には、令和5年度決算まで反映させる） ・資本的収支計画は、国庫補助金や起債、分流式下水道に要する経費にかかる一般会計からの繰出金による収入や下水道管渠整備や施設整備事業などの支出についての計画。 ・当年度純利益は、収益的収支の差引額であり、各年度の事業計画に応じて額の増減が発生し、令和6・7年度には委託料や減価償却費の増や除却費計上に伴い赤字になると試算している。

- ・資本的収支の支出に対して収入が不足する額は、当年度分消費税資本的収支調整額、過年度損益勘定留保資金と当年度損益勘定留保資金で補填する。
- ・期末資金残高は毎年減少し、令和3年度には約3億2千万円あったが、令和10年度には、5千万円を下回る試算となっていることから経費削減及び下水道使用料のあり方の検証が必要となる。

○経営戦略の改定について②

- ・収支計画のうち投資についての説明：
 - 処理場の増設工事に関する項目や事業期間、事業費を見直している。
- ・収支計画のうち財源についての説明：
 - 区画整理事業などに伴う使用料収入に関する項目を見直している。
- ・今後の投資についての考え方、検討状況
 - その他の取組以外の項目において、すべての取り組みを収支計画に反映している。

※その他の取組においては、合流区域において分流化を検討しているを見直している。

- ・合流区域における分流化について
 - 新宮処理区（197ha）のうち24haが合流区域（雨水と污水と一緒に流す方式）となっており、新宮ポンプ場から污水を和白水処理センターへ圧送している。
 - 新宮ポンプ場は、合流式の污水を処理する施設となっているため、雨水、污水のそれぞれを処理するポンプの維持管理費などが増加傾向にあることから分流化は検討すべき事項であると考えている。
- ・財源についての考え方、検討状況
 - 下水道使用料の見直しについては、今後一時的に使用料収入が増加する見込みではあるが、財源確保のため下水道使用料のあり方を検証すると見直し。
 - その他の取組については、国の補助メニューを研究し、財源確保に努めると見直し。

事 務 局

- ・投資以外の経費についての考え方、検討状況
 - 各項目において、ウォーターPPPやDXなどを活用し、経費の削減を目指す見直し。
 - その他の取組については、福岡県汚水処理事業【広域化・共同化計画】に基づきBCP策定や排水設備工事事務の一元化などのソフトメニューについて検討するようにした。
- ・経営戦略の事後検証、改定等に関する事項
 - 経営戦略の見直しを「5年経過後に行う」としていたものを「5年以内に必要に応じて改定する」と見直している。

		【質疑応答】
委員		改定案の中にウォーターPPPが多く記載されていたため、ウォーターPPPが重要であると思うが、経営戦略の計画期間やウォーターPPPの委託契約期間は10年で設定しているのに、経営戦略の見直しは5年で検討するとしている。委託契約後の経営戦略見直し時に委託業者が良くなく、業者変更を検討した場合に、契約して10年経過していないので経費削減などの効果が実現していないと委託業者から言われると変更することができないと思うが、どのような考え方なのか。
事務局		ウォーターPPPは、新規事業となるため制度上、不明瞭な点や不都合な点が契約後に判明することが想定される。 実際に契約する際は、業者の見直しなども可能となるような基準を設定するなど発注する際にも工夫が必要になると考えている。 例えば、契約は10年の契約としつつも5年の経営戦略の見直しに則して、契約内容を見直すことができるように契約を締結する等が想定される。
委員		ウォーターPPPをすでに導入している市町村で、成功事例はないのか。 新宮町としては、ウォーターPPPを導入することで、将来に渡って一定割合の補助金交付が約束されないにしても、補助金を交付してもらえことやコスト削減が見込まれるということで、メリットがあることは理解できるが、一元管理を委託した場合、請負者の質が悪い場合のリスクに不安がある。
事務局		処理場の委託管理に加え、管渠の維持管理まで含めることが管渠改築更新事業の交付金の交付要件となっているため導入は必須となるが、導入可能性検討において判断する必要があるため、専門の企業に委託して判断してもらうことになると考えている。 また、他自治体の事例としては、宮城県で上下水及び工業用水の一体型で発注しているものや神奈川県の新井市では、下水道のみでの発注の事例がある。
会長		導入自治体では、導入したことで経営基盤が強化されてサービスの質が向上したなどの事例があるのか。
事務局		宮城県の場合は、維持管理に加え、料金収入の業務も併せたコンセッション方式での発注となっており、全国的にもモデル事業になっている。 これまでは、発注方式は仕様発注方式で使用する薬品などは町が指定・発注したものを使用していたが、ウォーターPPPを導入することで、性能発注方式に切り替わる。
事務局		性能発注方式は、適切に施設運営できる基準を町が指定し、使用する薬品などの詳細な項目は、受託者のノウハウをもとに自由に選択できるようになる。 受託者が選択した薬品などで経費を削減することができた場合、物価上昇などに伴う増額契約する旨を記載した契約書を取り交わすことで、状況に応じて対応することができる。

委員	事務局	ウォーターPPPは、国が2年前くらいから導入を推進し始めた制度で、施設の維持管理を想定したものであった。また、令和6年度から水道事業の管轄が厚生労働省から国土交通省へ変更される。国土交通省は、今後発生が予想される管路の破損による陥没などを未然に防ぐため、交付金の申請条件を施設維持管理と管路維持管理を実施するウォーターPPPの導入としている。 これは、昨年の説明会から交付金の申請条件とされており、各自治体が検討を始めている状態で、各コンサル業者も手探り状態である。 また、今後の下水道使用料については必ず見直しが必要であると想定されるため、今回の改正案のウォーターPPPの導入検討に併せて検討する必要がある。 小規模な自治体では、上下水道の維持管理業務だけでは受託業者の採算が取れないため、産業廃棄物の処理委託などの他の業務を含めるなどの検討が必要になる。 ウォーターPPPの導入検討において、経営状況の改善見通しがあれば良いが、そうでない場合は、下水道使用料のあり方を検証する必要があると考えているため、今回の経営戦略見直しにも下水道使用料のあり方の検証に関する項目を記載している。 実際に発注した場合に採算が取れないため、応札しないことも想定されることから導入検討では、採算が取れるか検討しないといけない。 応札する業者から上下水道だけではなく、道路の維持管理や産業廃棄物の処理なども含まれていないと採算が合わないとの意見が寄せられることも考えられる。 上下水道以外の項目を含めて契約となった場合に税金の投入があるため、区分があいまいになると考えられるが、抱き合わせての発注は可能となるのか。 あくまでも想定なので、上下水道だけで実施するための契約額の検討も必要になる。ウォーターPPPの導入によって、10年間でかかる経費が単純に安くなるということは民間の方が給与等が高いため想定できないが、ウォーターPPPを導入することで、施設と管路の維持管理が一元化し、施設運営と並行して管路の管理を実施することでの人件費削減や受託者が持つ管路管理システム（DXのツール）を導入することで点検業務の簡素化や効率化によって経費削減が見込まれる。 町が点検業務を行うと、管路管理システムの購入が必要となるため、購入費用等を考慮するとコスト削減になる。 また、職員の減少や技術の承継が難しいため、不足した職員数や技術の承継に民間を活用するという考え方がウォーターPPPであると認識してもらうとよいと思う。 近隣市町と共同で受託したいという業者からの要望があった場合は、どうなるのか。
----	-----	---

事務局	近隣市町と共同で受託したい場合は、まず、広域化・共同化をしたうえで、ウォーターPPPの導入検討を実施する必要がある、同時進行で検討することが難しいため、今回のウォーターPPPの導入検討で企業に聞き取りし、広域化・合同化の検討が必要か確認する。 また、検討の中で施設維持管理の発注が難しい場合は、管渠のみのウォーターPPPの導入となる可能性がある。
副会長	ウォーターPPPを導入することで、必ずしも契約金額が安価になるわけでもないのに、住民はなぜ民間に委託するのか疑問に思うかもしれない。 また、説明ではマネジメント方式を検討ということであったが、新聞などで内容が公開された際に、マネジメント方式によって、一部権限を委譲するようになり、適切な維持管理や管渠築造が行われるのか、という部分に多くの住民が不安を感じるのではないか。 導入を検討する前に、現状で費用がいくらかかっているか、導入することで費用がいくら軽減されるのか、契約の際にどこで監視の目（モニター）を入れるのか、ということをしっかり検討する必要があると思う。 国の制度としては、料金徴収等まで含めたコンセッション方式であったが、料金徴収まで含めると導入のハードルが高いことから、料金徴収等を除いたマネジメント方式を設けたのだと思う。
委員	人口増加が想定されるということだが、将来を見据えた予測を教えてもらいたい。
事務局	今後、市街化調整区域だった場所が区画整理事業などにより整備される可能性があるが、整備された区域を公共下水道区域に含めることで、公共下水道事業の経営に影響がある判断される場合は、浄化槽で対応の検討も必要であると考えている。 計画の見直しについては、人口増減など状況に応じて実施していく。
副会長	人口増加に備えた浄化センターへの設備投資は必要だが、将来、人口が減少することも考えておく必要がある。 また、このような大規模な設備投資による減価償却費の増加や使用料収入の増が見込めないなかで、経営に大きな影響を与えることは明らかである。 よって、ウォーターPPP導入による経費削減額が重要になると同時に、将来の経営状況を見据えて事業運営を検討しないといけない。
委員	電気・ガス・水道の固定費で水道のみ公営だったものが、電気・ガスのように民営化されることや施設の維持管理費が高額だったことで、今後、料金が改定されることは避けられないと感じた。また、人口減少も小学校のクラス数が減少して空き教室も目立ち始めているため、身近に感じた。
事務局	町としては、近隣市町と広域化、共同化も視野に入れて下水道使用料のあり方を検証していく必要があると考えている。

会 事 務 局	長	福岡市に委託している合流区域の分流化というのは、分流化に伴う設備投資が発生すると思うが、長期的に見ると採算が取れるという認識なのか。
	局	現時点の試算では、既存の合流管に加えて污水管の整備が必要となるが、現在の新宮ポンプ場にかかる経費に比べて分流化の経費の方が少なくなる見込である。 ただし、分流化は、処理場や道路上の污水管整備に加えて、区域内のすべての住民に敷地内で污水管と雨水管を分けてもらう必要があるという課題もある。
会 事 務 局	長	企業債の償還金の半額又は一部が補助金として一般会計から出ているのか。 また、一時的に経常収支比率を数年後に改善できるとのことだったが、中央浄化センターの増設といった設備投資に伴う着実な借入額の増大によってバランスシートが悪化していくことを考慮しているのか。
	局	国の繰出し基準に基づくものは、補助金を受けている。借入額の増大に伴う経営状況悪化（運営資金減少）に備え、運営資金の規模を検討したうえで、下水道使用料のあり方を検証していく必要があると考えている。現時点では、3億弱の資金で事業運営を行っている。 現在の下水道整備計画では、杜の宮地区や原上地区を整備していく計画であるが、運営資金を考慮しながら整備していく必要があると考えている。 次回の審議会では、配布資料の令和5年度が決算時点、令和6年度は当初予算時点を反映した資料で令和16年までの計画をまとめたもので説明する。
委 員	局	下府地区や原上地区を整備することで、処理場の設備投資が必要となると思うが、設備投資分の料金収入を見込めないことが、経営を圧迫することになるのか。
会 事 務 局	局	全く影響がないわけではないが、整備後の下水道接続率や人口密度が影響することは考えられる。 なお、下水道整備区域は、当初の都市計画区域として定めているため、人口密度にかかわらず整備を実施するが、東部地区の立花口・花立花・的野地区は、費用対効果を勘案し、下水道整備区域には含めない方針である。
	3	その他について ・次回日程について → 7月予定 ・次回議題について →”新宮町公共下水道事業経営戦略改定（案）について
会	長	【閉会】

以上